

第二編 皇室制典 第一章 皇統譜

第三十六條 皇族攝政ニ任シ又ハ攝政ヲ罷メタルトキハ其ノ年月日ヲ該皇族ノ欄ニ登錄スヘシ

第三十七條 皇族失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其ノ年月日ヲ該皇族ノ欄ニ登錄スヘシ其ノ宣告ノ取消アリタルトキ亦同シ

第三十八條 皇族譜ヨリ大統譜ニ移記シ又ハ皇族譜中一ノ欄ヨリ他ノ欄ニ移記シタルトキハ其ノ年月日ヲ新欄及舊欄ニ登錄シ且事山ヲ附記スヘシ

第四章 補則

第三十九條 神代ノ大統ハ勅裁ヲ經テ大統譜ノ首部ニ登錄スヘシ

第四十條 前條ニ依ルモノヲ除クノ外從前ノ皇統譜ニ記載シタル事項ハ本令ノ規定ニ準シ勅裁ヲ經テ之ヲ本令ニ依ル皇統譜ニ登錄スヘシ本令ニ依ル登錄事項ニ非スト雖登錄ヲ必要トスルモノ亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ皇族ニ係ル事項ハ所出天皇ヲ異ニスル皇族ト雖其ノ少數ナルモノニ付テハ一簿冊中ニ區分ヲ設ケ之ヲ登錄スルコトヲ妨ケス

第四十一條 光嚴天皇光明天皇崇光天皇後光嚴天皇及後醍醐天皇ニ係ル事項ハ勅裁ヲ經テ別ニ簿冊ヲ設ケ大統譜ニ準シテ之ヲ登錄スヘシ

第四十二條 第四十條ノ規定ニ依リ登錄スヘキ簿冊中ノ欄ハ左ノ區別ニ從フ

一 中宮尊稱太皇太后尊稱皇太后贈皇太后及贈皇后ニ係ル事項ハ之ヲ大統譜中皇后ノ欄ニ登錄スヘシ

二 皇族ニ係ル事項ハ皇室典範第三十一條ノ別ニ從ヒ之ヲ各親玉内親王子女王ノ欄ニ登錄スヘシ

四

三 親王ノ號ヲ官賜セラレタル五世以下ノ皇族ニ係ル事項ハ之ヲ親王ノ欄ニ登錄スヘシ

四 前二號ノ規定ニ依リ登錄スヘキ親王王ノ配偶者ニ係ル事項ハ之ヲ妃ノ欄ニ登錄スヘシ

皇統譜令施行規則

宮内省令第七號
皇統譜令施行規則勅裁ヲ經テ左ノ通定ム
大正十五年十月二十一日
宮内大臣 一木喜徳郎

皇統譜令施行規則

第一條 大統譜及副本ニハ簿冊毎ニ其ノ表紙ニ代數及追號ヲ記載スヘシ

第二條 皇族譜及副本ニハ簿冊毎ニ其ノ表紙ニ代數及追號ニ依リテ所出天皇ヲ示スヘシ

同一天皇ニ屬スル皇族譜及副本數簿冊ニ涉ルトキハ簿冊毎ニ其ノ表紙ニ番號ヲ附スヘシ

第三條 皇統譜及副本ニ關スル記錄ハ適宜編綴シテ簿冊トシ簿冊毎ニ事件ノ目錄ヲ附スヘシ

第四條 皇統譜ハ勅旨ニ依ル場合又ハ事變ヲ避ケル爲ニスル場合ヲ除クノ外尙該ノ部局外ニ持出スコトヲ得ス

第五條 皇統譜ノ登錄及附記ハ附録ニ示シタル様式ニ依ルヘシ

第六條 皇統譜及副本ニ記載スル文字ハ字畫ヲ明瞭ニシ數字ニハ壹貳參

第 一 〇 九 号

案 起

昭和十五年五月五日

閣議決定
上奏昭和十五年五月五日
昭和十五年五月五日
施行昭和十五年五月五日
公布昭和十五年五月五日

内閣總理大臣 山

内閣官房長官

内閣事務官

外務大臣	文部大臣	運輸大臣	西尾國務大臣
内務大臣	厚生大臣	通信大臣	和田國務大臣
大藏大臣	農林大臣	勞働大臣	笹森國務大臣
司法大臣	商工大臣	齋藤國務大臣	竹田國務大臣

別紙
旧皇室苑地の運営に関する件

右閣議に供する

指令案

例文

但し、別紙修正のとおりに

この件関係主任官
厚生事務官 飯島 稔

厚生省発健第一二二一号

旧皇室苑地の運営に関する件

旧皇室苑地の中宮城外苑、新宿御苑、京都御苑、白金御料地等は速やかに文化的諸施設を整備し、その恵沢を戦後國民の慰樂、保健、教養等國民福祉のために確保し、平和的文化國家の象徴たらしめるため、別紙旧皇室苑地の運営に関する件を提出する。
右閣議を請う。

昭和二十二年十二月二十七日

内閣府大臣 吉 定



内閣総理大臣 片山

香殿

旧皇室苑地の運営に関する件

旧皇室苑地の中、宮城外苑、新宿御苑、京都御苑、白金御料地等は速やかに文化的諸施設を整備し、その恵沢を戦後國民の慰樂、保健、教養等國民福祉のために確保し、平和的文化國家の象徴たらしめることとし、概ね左の要領により運営するものとする。

要領

- 一 旧皇室苑地は、國民公園として國が直接管理するとともに史蹟名勝又は天然記念物として價値あるものは指定し、これが保存を凶り汎く一般國民の享用に供すること。
- 二 旧皇室苑地の利用運営及び文化的諸施設の整備については、權威ある委員会を設置して綜合計画を樹立すること。

二、旧皇室苑地を差当り國民的利用に解放するため、概ね左の措置を講ずるものとする。

イ、宮城外苑に野外ステージを中心とする國民廣場を設置し、各種行幸、運動競技等に使用せしめること。

ロ、新御苑は國民庭園として一般に開放するとともに國民藝術の向上に資する諸施設を整備すること。

ハ、白金御料地は國立自然園として自然科学の研究及び自然観察の場として、利用する傍ら動物園及小童幼場の設備を講ずること。、学術の進歩と科学教育の振興に資すること。

ニ、適當な箇所簡易な野外休養施設を整備すること。

五、六

閣甲第二三七號

起 昭和三十一年五月六日

閣議決定 昭和三十一年五月六日施行

昭和三十二年五月六日 公布

内閣總理大臣 **吉田**

内閣書記官長 **中内**

内閣書記官

外務大臣 吉田	文部大臣 吉田	運輸大臣 吉田	星島國務大臣 吉田
内務大臣 吉田	厚生大臣 吉田	逓信大臣 吉田	金森國務大臣 吉田
大藏大臣 吉田	農林大臣 吉田	警備國務大臣 吉田	田中國務大臣 吉田
司法大臣 吉田	商工大臣 吉田	齋藤國務大臣 吉田	高瀬國務大臣 吉田

第一回國會召集の件

二